

■福岡市政だより平成29年5月15日号 掲載記事

●新たに24の屋台が誕生

市の魅力の一つである屋台文化を守っていくため市は、公募によって屋台業者を選定しました。審査を通過した24店舗が4月1日以降、順次営業を始めています。

●これまでの課題

屋台は、福岡市の観光資源として、また、まちにぎわいや交流の場として貢献してきました。その一方、通行の阻害や衛生面とのあつれき、都心の一部地を安価に使用できる不公正など、さまざまな課題を抱えていました。

●屋台基本条例の制定

こうした状況を踏まえ、市は平成23年に「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、屋台の存在意義やあり方を公開で議論しました。同研究会の提言を受けて平成25年に「福岡市屋台基本条例」を制定し、ルール

●問い合わせ先／にぎわい振興課

市は、未来にわたって福岡の夜のまちに屋台の明かりがともり続けるよう、屋台営業の適正化と観光資源としての活用に取り組んでいきます。

■問い合わせ先／にぎわい振興課 733-5933 F7
11-4354

●「原則一帯限り」のルールや営業者の高齢化もあり、福岡市から屋台が消えてしまうことは確実でした。

さらに新規参入を認めない「原則一帯限り」のルールや営業者の高齢化もあり、福岡市から屋台が消えてしまうことは確実でした。

●新たに24の屋台が誕生

市の魅力の一つである屋台文化を守っていくため市は、公募によって屋台業者を選定しました。審査を通過した24店舗が4月1日以降、順次営業を始めています。

●これまでの課題

屋台は、福岡市の観光資源として、また、まちにぎわいや交流の場として貢献してきました。その一方、通行の阻害や衛生面とのあつれき、都心の一部地を安価に使用できる不公正など、さまざまな課題を抱えていました。

●屋台基本条例の制定

こうした状況を踏まえ、市は平成23年に「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、屋台の存在意義やあり方を公開で議論しました。同研究会の提言を受けて平成25年に「福岡市屋台基本条例」を制定し、ルール

FUKUOKA NEXT
屋台は新たなステージへ



■福岡市政だより平成29年8月1日号 掲載記事



「福岡の屋台・地域と共生し未来へ！」



公募屋台がスタート！（4月から新たに20軒以上）

平成29年4月から、福岡の屋台文化に新たな風を吹き込む、公募で選ばれた屋台が20軒以上、順次営業を始めています。

福岡市は、皆さんに愛される屋台文化が存続していくよう、引き続き取り組んでまいります。



屋台営業にはさまざまな課題もあります

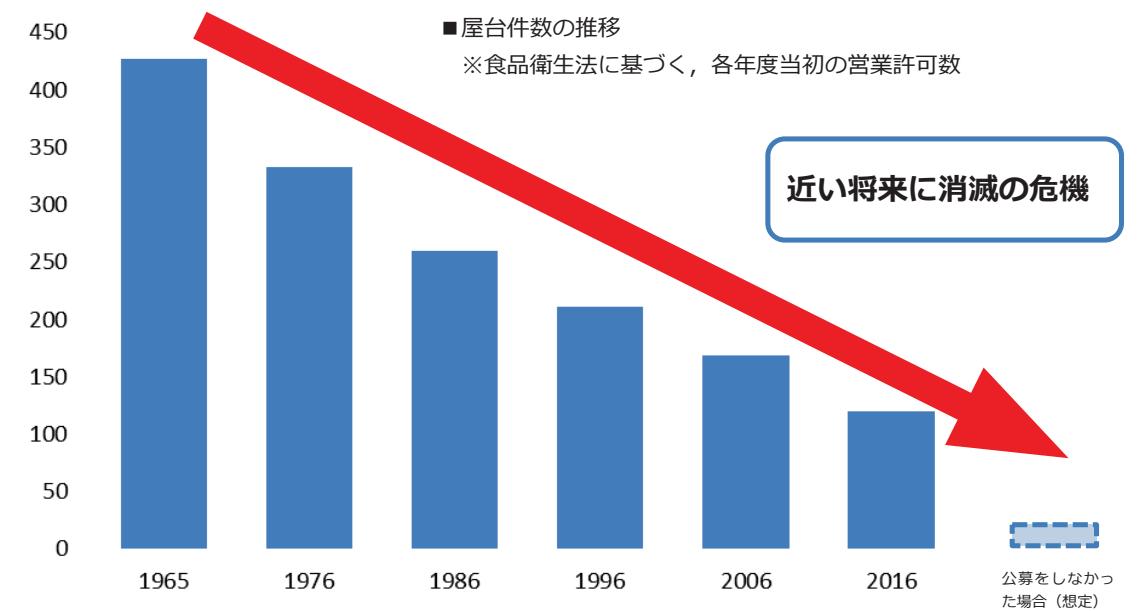
福岡市の屋台は、民有地等に屋台を集積させたいわゆる「屋台村」とは違い、道路や公園など公共の場にあって、まちの風景にとけこむ日本で唯一の風情が大きな魅力となっています。

ところが、まちなかにあることから、安全な通行の阻害や衛生面の問題、騒音や悪臭など、さまざまな課題を抱えており、近隣の民間ビルや地域住民とのトラブルが解消されない状況

が続いていました。

屋台は消えていく運命にありました

そのような屋台営業に対する批判を背景に、平成7年の福岡県議会において県警本部長が「屋台営業の新規参入は原則認めない」と答弁し、いわゆる「原則一代限り」の方針が示されて以降、新規参入ができないまま、将来福岡のまちから屋台の灯が消えてしまうことが確実視されていました。



屋台の灯をともし続けるために

こうした屋台存続の危機的状況を踏まえ、福岡市では平成23年に「屋台との共生のあり方研究会」を設置し、どうすれば屋台が市民に理解され、まちと共生できるかを議論していただきました。

そして、研究会の提言を受け、適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生を図る、「福岡市屋台基本条例」を平成25年7月に制定しました。



